

広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第七十一号

### 広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

広島県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 前二項の収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

第十二条第一項中「提出された収支報告書」の下に「及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を加え、同条第二項中「次に掲げるものは」を「何人も」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）第十条に規定する不開示情報が記録されている部分を除き、閲覧に供するものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の広島県政務調査費の交付に関する条例第九条第三項及び第十二条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費に係る収支報告書から適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。